

周南市徳山駅前広場等条例をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

周南市徳山駅前広場等条例

(趣旨)

第1条 この条例は、徳山駅前における公衆の利便と通行の安全、円滑を図るとともに、憩いの空間とにぎわいを創出し、人々の交流を促進することで中心市街地の活性化に寄与するため、駅前広場及び自由通路（以下「駅前広場等」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者及び同法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
- (2) バス乗降場 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業のために使用される乗降場をいう。
- (3) タクシー乗降場等 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業のために使用される乗降場及び待機場をいう。
- (4) 一般車乗降場等 送迎等で使用する一般車両の停車場（身体障害者用乗降場を含む。）をいう。

(名称、位置及び区域)

第3条 駅前広場等の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 駅前広場

名称	位置
----	----

徳山駅北口駅前広場	周南市御幸通二丁目外
徳山駅南口駅前広場	周南市住崎町外

(2) 自由通路

名称	位置
徳山駅南北自由通路	周南市大字徳山字佐渡町南浦地内

2 駅前広場等の区域は、市長が別に告示する。

(施設)

第4条 駅前広場等には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる施設を設ける。

(1) 徳山駅北口駅前広場

- ア バス乗降場
- イ タクシー乗降場等
- ウ 一般車乗降場等
- エ 交通案内所
- オ ポケットパーク
- カ 水景施設

(2) 徳山駅南口駅前広場

- ア タクシー乗降場等
- イ 一般車乗降場等

(3) 徳山駅南北自由通路 待合い交流スペース

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、駅前広場等の保全又は公衆の生命、財産等の危険を回避するために必要があると認めるときは、駅前広場等の利用を禁止し、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第6条 駅前広場等においては、何人も、次に掲げる行為（以下「禁止行為」という。）をしてはならない。ただし、次条の許可に係るもので市長が認めた行為については、この限りでない。

- (1) 施設、設備等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。

- (3) 通行の妨げとなる行為をすること。
 - (4) 自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）を乗り入れ、又は止めおくこと。
 - (5) 市長が指定した場所以外の場所に車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両（自転車を除く。）をいう。）を乗り入れ、又は止めおくこと。
 - (6) 一般車乗降場等に駐車（道路交通法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。）すること。
 - (7) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。
 - (8) 寝泊まりすること。
 - (9) 危険物を持ち込むこと。
 - (10) 火気類を使用すること。
 - (11) 鳥その他動物を飼養（餌付け行為を含む。）すること。
 - (12) 風船その他飛行体を飛ばすこと。
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 市長は、禁止行為をしていると認められるものに対し、禁止行為の中止、禁止行為に係る物品の撤去又は駅前広場等からの退去を求めることができる。

（使用の許可）

第7条 駅前広場等において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可に関する事項について道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第3項の許可を受けたものはこの限りでない。

- (1) 募金、署名活動その他これに類する行為をすること。
- (2) 物品の販売、勧誘、宣伝又はビラ等の頒布をすること。
- (3) 興行、展示会、音楽会、演説、集会その他これらに類する催しをすること。
- (4) 業を目的として写真又は映像を撮影すること。
- (5) 看板、貼紙、貼札、のぼり旗その他これらに類する物を掲示し、又は設置すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場等の全部又は一部を独占して使用する

こと。

2 前項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可（以下「使用の許可」という。）をする場合において、駅前広場等の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

（使用の不許可等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

（1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体によるものであるとき。

（3） 暴力団の利益になると認めるとき。

（4） 近隣住民の生活又は公共交通事業者の業務に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

（1） 使用の許可に付した条件に違反したとき。

（2） 前項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（3） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（4） 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

（5） 工事その他の広場の管理上やむを得ない事由が生じたとき。

3 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合（前項第5号による場合を除く。）において、使用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

（使用料）

第9条 使用者は、使用の許可を受けて駅前広場等の全部又は一部を独占して使用す

るとき、又は附属設備を使用するときは、別表に定める使用料を前納しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、納付させることができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第12条 使用者は、使用の許可に係る行為を終えたときは、速やかに行為をした場所を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を果たさない場合においては、市長は当該使用者に代わって原状回復の措置を実施し、その費用は当該使用者の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、駅前広場等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第14条 駅前広場等の施設、設備等を毀損し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に駅前広場等の管理を行わせることができる。

- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 駅前広場等の施設、設備等の維持管理に関する業務

(2) 駅前広場等の使用の許可に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、駅前広場等の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

第16条 前条の規定により指定管理者に業務を行わせる場合における第5条から第8条まで及び第12条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第3項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 第15条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、当該指定管理者に駅前広場等及び附属設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 使用者は、第9条第1項の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、国若しくは公共団体が利用するとき、又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、納付させることができる。

3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(周南市徳山駅南北自由通路条例の廃止)

2 周南市徳山駅南北自由通路条例（平成26年周南市条例第18号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに、廃止前の周南市徳山駅南北自由通路条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなし、その使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 この条例を施行するため必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第9条、第17条関係）

1 使用料

使用する場所	金額
駅前広場	周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）の例による。
自由通路	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成15年周南市条例第56号）の例による。

2 附属設備使用料

附属設備	単位	金額
タペストリー	1箇所につき1月	1,350円
電気コンセント	持込電気器具の定格消費電力の合計1キロワットにつき1時間	100円の範囲内で規則で定める額
その他の附属設備	規則で定める単位	1,000円の範囲内で規則で定める額

備考

- 1 タペストリーの使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、これを日割りにより計算する。この場合においては、1月の使用料の額の30分の1に相当する額をもって1日についての使用料の額とする。
- 2 電気コンセントの使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。

- 3 使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。